

Q&A（緊急賃上げ支援資金）

| No | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | 賃上げの実施はいつまでに行わないといけないか。 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施している又は実施予定の事業者が対象ですので、この期間内に賃金の引上げを行う必要があります。 |
| 2 | 法人成りの企業者は対象になるか。 | 対象になります。 法人としての決算がまだの場合は、個人としての確定申告の内容を記載してください。 なお、法人としての決算の期間が1年未満の場合、「引上げ後賃金」は同期間で比較してください。 (例：決算期間が8か月であれば、引上げ後賃金も8か月で算定を行う。) |
| 3 | 「賃上げ要件確認書」は事業者の決算書や試算表を確認しながら記載するのか。 | 「直近の決算期」は事業者提出の決算書に合わせて記載をお願いします。 「引上げ後賃金」は事業者提出の決算書等での確認は不要です。 |
| 4 | 全雇用者数はどの時点のものか。 | 【直近の決算期】 労務費、人件費に含まれている雇用者全てです。 【引上げ後賃金】 賃金を引き上げる時点の雇用者数です。 |
| 5 | 労務費と人件費とはどのような経費か。 | 労務費は、労務費、賞与、賞与引当金繰入額となります。 人件費は、給与（給料）、賞与、賞与引当金繰入額となります。 ※労務費、人件費には退職金、通勤費、役員報酬等は含みません。 ※詳細は「賃上げ要件確認書」の別紙をご確認ください。 |
| 6 | 賃上げ実施済みの場合、直近決算期では3%を満たさず、賃上げ実施前の決算期だと3%を満たす場合は賃上げ実施前の決算期で比較してよいか。 | この場合に限り、認めます。 【例】 直近決算期：R7.10 賃上げ実施：R7.4 直近決算期(R7.10)では3%満たないが賃上げ実施前の決算期（R6.10）では満たす場合、「直近の決算期」は賃上げ実施前の決算期（R6.10）で比較する。 |
| 7 | 署名または記名押印とは。 | 代表者がご自身で署名（自筆）するか、記名（会社名のゴム印やパソコンでの印字）押印（実印）をしてください。 金融機関の担当者の押印は、担当者印で押印してください。 |